

福祉の仕事

STYLE
BOOK

職種・資格・働き方オールガイド

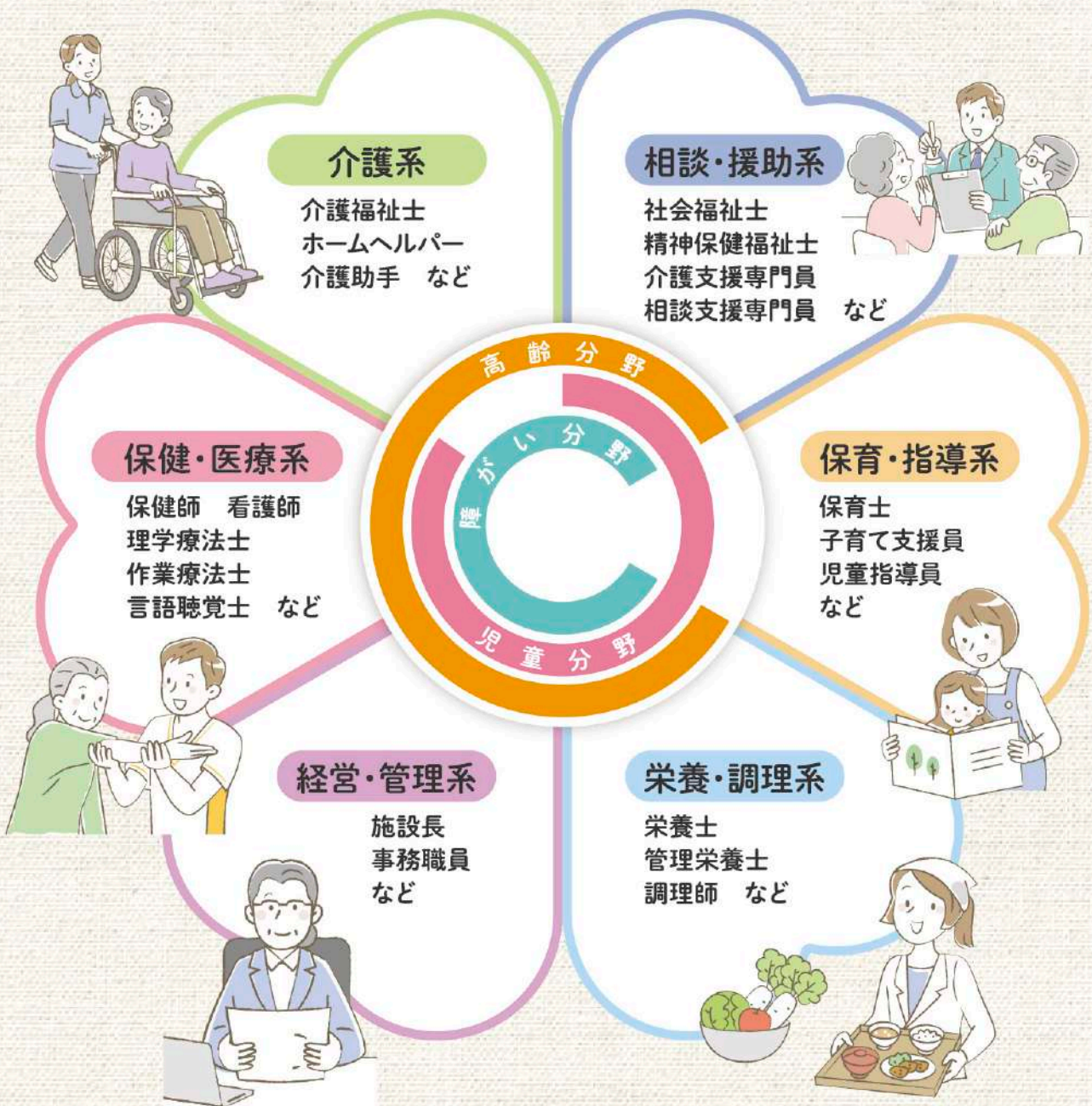


はじめに

この冊子は、福祉の職場への就職を目指している方に向けて、福祉の資格や職種について紹介しています。福祉の仕事は、さまざまな職種が連携し、1つのチームとなって利用者への支援を行っています。関連する専門の資格も数多くあります。

代表的な職種や資格

みんながチームとなって働いています



福祉の仕事

STYLE BOOK

職種・資格・働き方オールガイド

もくじ

<p>1 介護系 ▶P2</p> <p>介護に関する入門的研修…………… P2</p> <p>介護職員初任者研修、実務者研修… P3</p> <p>介護福祉士…………… P4</p>	<p>4 保健・医療系 ▶P11</p> <p>保健師、看護師、准看護師…………… P11</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士…………… P12</p> <p>公認心理師、臨床心理士…………… P13</p>
<p>2 相談・援助系 ▶P5</p> <p>社会福祉主事、社会福祉士…………… P6</p> <p>精神保健福祉士、介護支援専門員… P7</p> <p>サービス管理責任者、サービス提供責任者…………… P8</p>	<p>5 栄養・調理系 ▶P14</p> <p>栄養士、管理栄養士、調理師…………… P14</p>
<p>3 保育・指導系 ▶P9</p> <p>子育て支援員…………… P9</p> <p>保育士、児童指導員、児童発達支援管理責任者…………… P10</p>	<p>6 経営・管理系 ▶P14</p> <p>分野別 主な社会福祉施設・サービス一覧…………… P15</p> <p>福島県内で福祉の資格が取得できる学校…………… P21</p> <p>貸付制度のご案内…………… P22</p>

資格の種類

国家資格

国又は国が委託した団体が試験を実施します。資格がないと職務に就くことができない職種もあります。

公的資格


厚生労働省などの省庁が認定している資格です。財団法人、社団法人、地方自治体などが主体となり試験を行います。

任用資格

地方自治体などで一定の職務に就くために、国が定めた基準です。試験などはなく、大学・短大・専門学校等を卒業することで資格を取得することができます。

民間資格

財団法人、社団法人、民間企業などが、業界のレベルアップを目指し、基準として定めている資格です。



介護系



仕事の内容

要介護者や要支援者に対し、日常生活を送るうえで必要な援助を提供する仕事です。直接身体に触れながらお世話をする「身体介護」が中心で、食事や入浴、排せつ、着替えなどをお手伝いします。

主な職種

● 介護職員

高齢者や障がい者の食事や入浴、排せつ、着替え、移動など生活の全般にわたり必要な援助を行います。

● 介護助手

利用者の身体介護など直接的な介護業務は行わず、介護に関する資格や経験がなくても担うことができる介護の補助的業務として、清掃、洗濯、配膳・下膳、シーツ交換などを行います。

主な職場 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム) デイサービスセンターなど

● 訪問介護員(ホームヘルパー)

自宅で生活している方々のお宅に訪問し、身体介護、生活援助や家事援助を行います。身体介護では食事や入浴、排せつ等の支援といった介護を行い、また、生活援助では、調理、洗濯、買い物等の援助などを行います。

主な職場 訪問介護事業所など

資格

Qualification

介護に関する入門的研修

公的資格

介護に関心を持つ介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけ、介護の業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことを目的とした研修です。

研修時間は基礎講座と入門講座からなる21時間で、修了した研修受講者に対して修了証明書が発行されます。

資格

Qualification

介護職員初任者研修

公的資格

介護に携わる者が業務を行ううえで、最低限の知識と技術、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とした研修です。130時間の講義・演習を受講後、修了試験に合格することで取得できます。

費用や研修期間は実施機関によって異なります。

科目名	時間
1. 職務の理解	6時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間
3. 介護の基本	6時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間
6. 老化の理解	6時間
7. 認知症の理解	6時間
8. 障害の理解	3時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
10. 振り返り	4時間
合計	130時間

実務者研修

公的資格

介護に関する専門的な知識と実践的な技術を習得し、より質の高い介護サービスを提供できるようにすることを目的とした研修です。研修時間は、修了研修により異なります。

平成28年度より、介護福祉士国家試験を受験するには3年以上の実務経験に加え、実務者研修の修了が義務付けられています。

主な研修時間



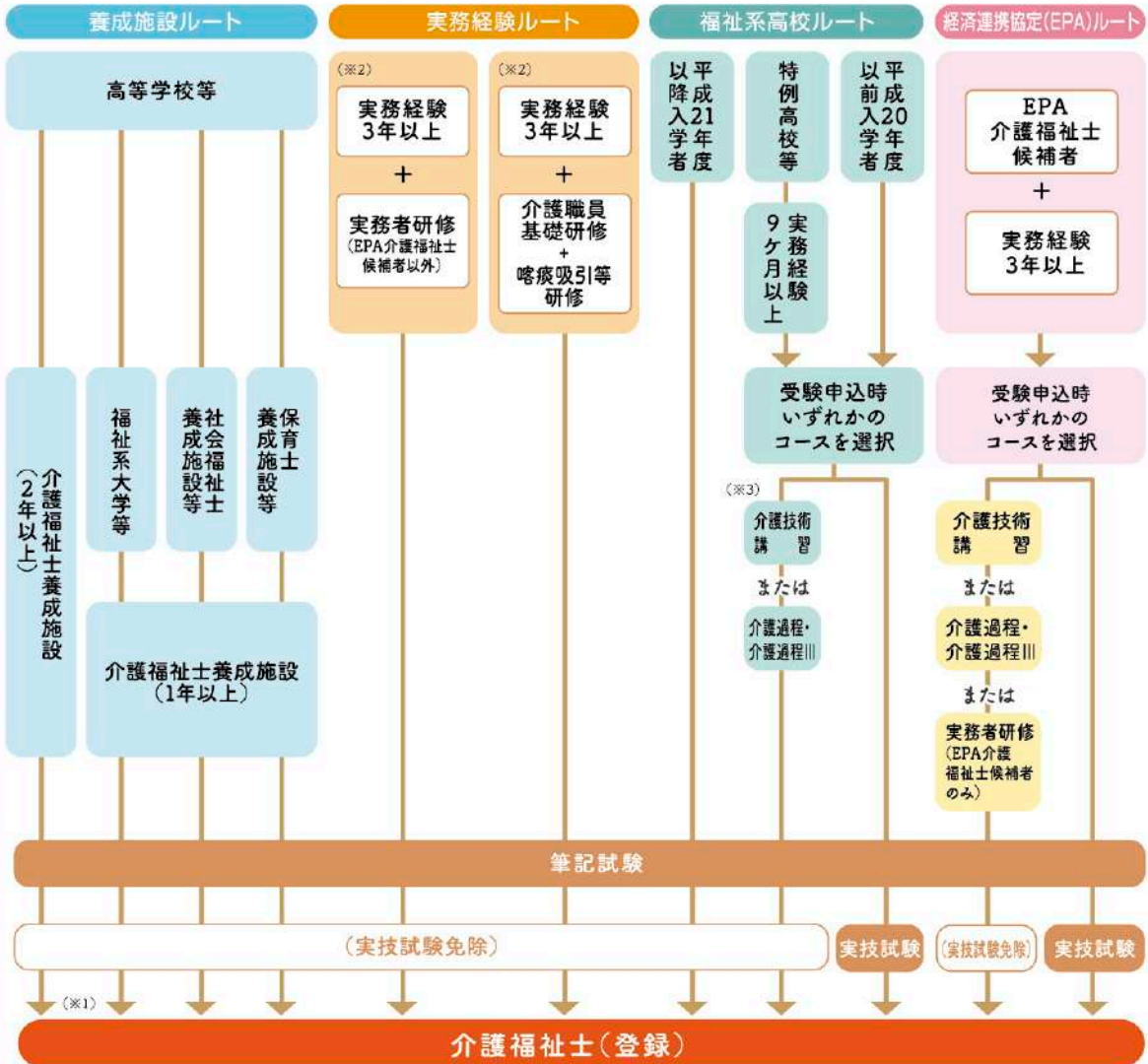
資格

Qualification

国家資格

介護福祉士

介護福祉士は、介護業界唯一の国家資格です。身体が不自由な高齢者、および身体や精神に障がいがあるため日常生活を送ることが困難な人の身の辺の介護から毎日の健康管理まで、あらゆる生活の支援をします。利用者の家族に対し、介護に関する相談や指導も行います。



(※1)「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度(第30回)から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。なお、養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。

(※2)実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験3年以上」だけでは受験できません。

(※3)平成20年度以前に福祉系高等学校(専攻科を含む)に入学し、卒業した方、特例高等学校(専攻科を含む)を卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」、「介護過程」、「介護過程III」のいずれか1つを修了または履修する必要があります。

問い合わせ先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

TEL 03-3486-7559 (国家試験情報専用電話)

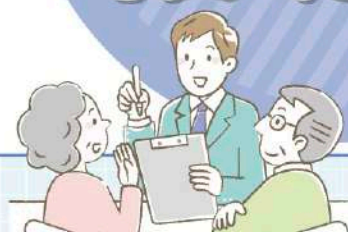
<http://www.sssc.or.jp/>



仕事の内容

利用者の生活全般にわたる相談に応じ、自立のための援助、利用者を取り巻く環境への働きかけや調整を行います。高齢・障がい・児童分野などのフィールドでさまざまな専門性を発揮しています。

相談・援助系



主な職種

●生活相談員

高齢者福祉施設において、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域や施設で安心して生活できるよう、その方を取り巻く環境の調整を行います。利用者や家族からの相談の対応はもちろんのこと、事業計画の立案や個々の利用者の援助計画の作成などを行います。また、施設・事業所内のさまざまな職種間の調整、福祉事務所や病院等の関係機関との連絡調整も大切な仕事です。

主な職場 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付き有料老人ホーム、デイサービスなど

●介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な在宅又は施設のサービスが利用できるように市町村、事業者等との連絡・調整・介護計画の作成を行う専門職です。

主な職場 居宅介護支援事業所、高齢者福祉施設、地域包括支援センター

●相談支援専門員

障がい児・障がい者の意向を踏まえて、自立した日常生活や社会生活の実現のため、中立・公平な立場から障害福祉サービス利用のための支援などを行います。

具体的には、生活全般にかかわる相談・情報提供やサービスなど利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整などの業務を担います。

主な職場 指定相談支援事業所、基幹相談支援センターなど

●生活支援員(支援相談員)

利用者の衣服の着脱や食事、入浴等の身体介助や支援を行います。そのほかに、創作・生産活動、レクリエーション、個別支援計画の作成など業務内容は多岐にわたります。事業の種類により異なりますが、①農耕・園芸や陶芸、木工・紙工、各種請負作業等の生産活動の指導、②一般企業への就職を目指した訓練や実習等の就労支援、③利用者やその家族の相談に応じるなどの相談支援があります。

主な職場 障がい者支援施設など

●職業指導員、就労支援員

障がい者に対する就労移行支援、就労継続支援を実施する事業所に配置されています。職業指導を行っている児童福祉施設にも配置されています。利用者の意向や適性に合わせて、パソコン、印刷、木工や園芸などの技術を習得させる訓練、指導を行います。

主な職場 就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援施設など

●福祉活動専門員、福祉活動指導員

地域住民からのさまざまな相談や調査活動によって地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けての広報や組織活動・ボランティア活動など住民の主体的な福祉活動の支援、新たな福祉サービスの企画・実施と評価などを行います。

主な職場 社会福祉協議会

資格

Qualification

任用資格

社会福祉主事

社会福祉主事は、地域で福祉サービスを必要としている人の相談に応じ、生活保護の適用や福祉施設の入所手続きなど、利用者の自立した生活を援助する仕事に携わります。

次の①から③までのいずれかの要件に該当することが必要です。

- ① 大学・短大で、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業する（専門学校の場合は適用になりません）
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了する。
- ③ 上記①または②に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定める者。

※特に資格証明書はなく、履修証明書や成績証明書により証明することになります。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

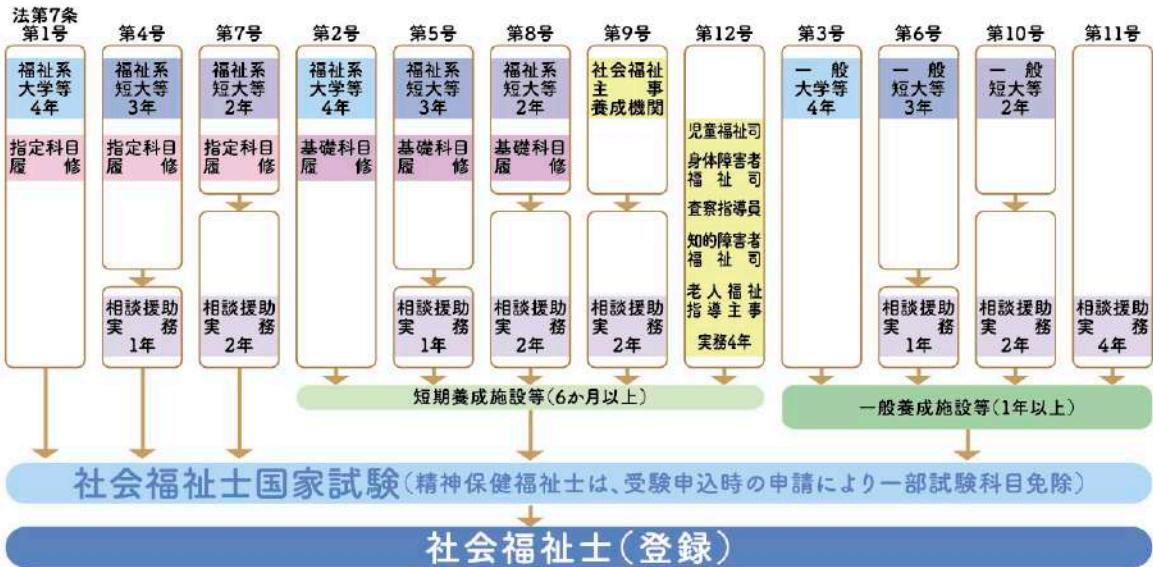
下記の指定科目(34科目)のうち3科目以上となります。

社会福祉概論	知的障害者福祉論	社会学
社会福祉事業史	精神障害者保健福祉論	教育学
社会福祉援助技術論	老人福祉論	倫理学
社会福祉調査論	医療社会事業論	公衆衛生学
社会福祉施設経営論	地域福祉論	医学一般
社会福祉行政論	法学	リハビリテーション論
社会保障論	民法	看護学
公的扶助論	行政法	介護概論
児童福祉論	経済学	栄養学
家庭福祉論	社会政策	家政学
保育理論	経済政策	
身体障害者福祉論	心理学	

国家資格

社会福祉士

社会福祉士は、身体や精神の障がいあるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談、福祉サービス関係者との連携・調整やその他の援助を行う専門職です。



問い合わせ先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
 TEL03-3486-7559 (国家試験情報専用電話)
<http://www.sssc.or.jp/>



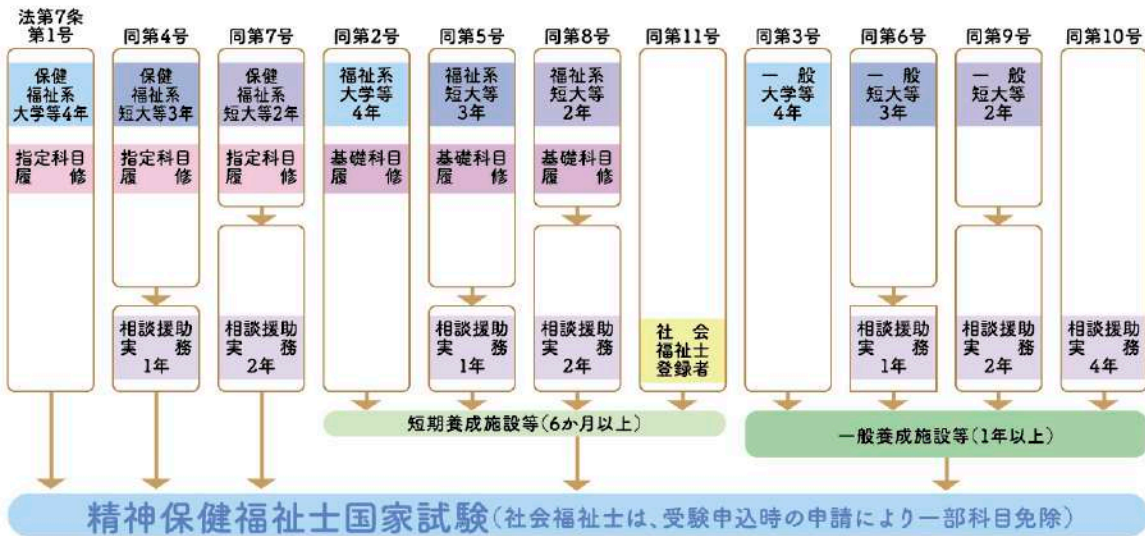
資格

Qualification

国家資格

精神保健福祉士

精神保健福祉士は、精神障がい者の保健や福祉の専門知識・技術に基づき、精神障がい者の社会復帰について相談援助を行う専門職です。



精神保健福祉士(登録)

問い合わせ先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
TEL 03-3486-7559 (国家試験情報専用電話)
<http://www.sssc.or.jp/>



公的資格

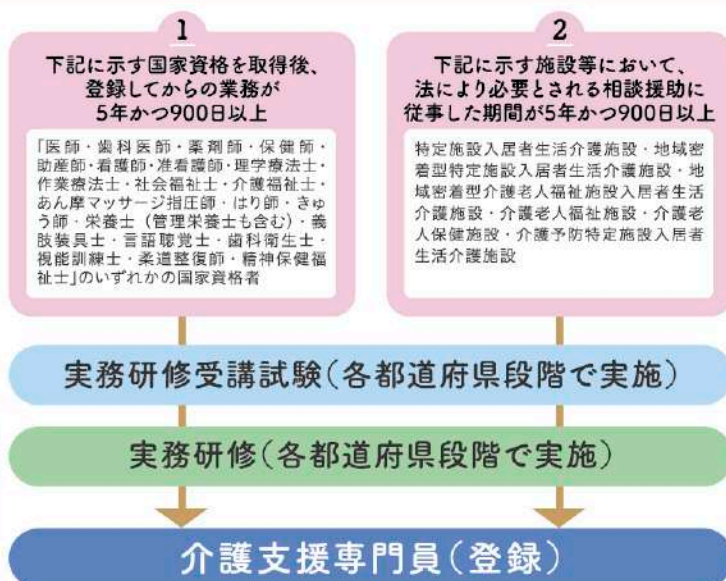
介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護を必要とする人の心身の状態に合わせた介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、居宅介護支援事業所、介護保険施設などと連絡調整を行い、実際に必要なサービスを受けることができるようコーディネートする専門職です。

問い合わせ先

福島県 高齢福祉課
(介護支援専門員担当)

【mail】
kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp



資格

Qualification

公的資格

サービス管理責任者

障害福祉サービスを提供する事業所において、適切なサービスが提供できるよう、利用者に対するアセスメントや個別支援計画の作成など一連のサービスを提供するプロセス全般に関する責任者です。障害者総合支援法においては、サービスの質の向上を図る観点から、事業所ごとにサービス管理責任者の配置が義務付けられています。

資格を取得するには、各都道府県で行われている研修を受講することが必要となります。

資格取得要件

- 実務経験(3年～8年：業務の内容や資格により異なる)
- 相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了
- サービス管理責任者等基礎研修及び実践研修を修了

問い合わせ先

福島県 障がい福祉課
TEL 024-521-7171



任用資格

サービス提供責任者

サービス提供責任者は、介護保険や障害福祉サービスとして訪問介護サービスを行う事業所に配置が義務づけられており、利用者の日常生活の状況や希望を踏まえ、その人に合った訪問介護計画を作成したり、より良いサービスが提供できるよう訪問介護員の指導・育成業務の管理を行います。

「サービス提供責任者」という個別の資格や研修はありませんが、従事するためには、次のいずれかの資格を取得している必要があります。

要件

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員基礎研修修了者
- 訪問介護員養成研修1級課程修了者
- 居宅介護従事者養成研修1級課程修了者



保育・指導系

主な職種

●保育士

子どもの保育・療育を仕事として、子どもたちと直接かかわるのが保育士です。保育所では基本的な生活習慣や遊び等とおし豊かな人間性を育てることを目指します。また、保護者への保育に関する支援を行うことも重要な仕事です。

主な職場 保育所、認定こども園、地域型保育施設、児童養護施設、乳児院、障害児施設など

●保育補助

保育補助は、認可保育所や認可外保育施設、小規模保育園において食事・トイレの補助やお昼寝の見守り、おもちゃの準備や片付け、消毒など、保育士のサポートを主に行います。

主な職場 保育所、認定こども園、地域型保育施設など

●児童指導員

家庭の事情や障がいなどにより児童福祉施設で生活する子どもに、保護者に代わって自立の援助・指導を行います。保育士同様、子どもの直接のケアを行うとともに、連絡調整や家庭支援なども行います。

主な職場 児童養護施設、障害児施設、母子生活支援施設など



資格

Qualification

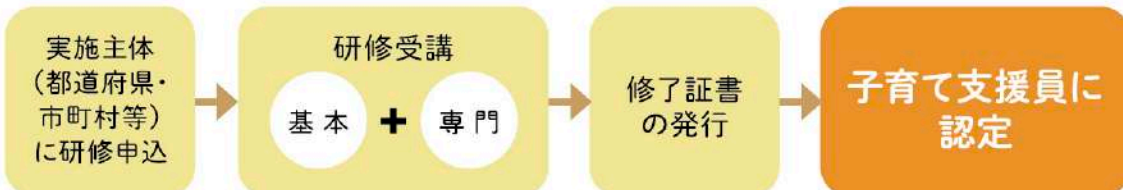
民間資格

子育て支援員

子ども・子育て支援新制度に伴い平成27年度に創設された全国共通の研修制度です。多様な子育て分野に対応するために①地域保育コース、②地域子育て支援コース、③放課後児童コース、④社会的養護コースの4つのコースがあります。

各コースの研修を受講すると修了証が発行され、児童分野で就労する際に役立ちます。

※都道府県によって開講しているコースが異なります。



問い合わせ先 : 福島県 子育て支援課 TEL 024-521-8205

資格

Qualification

保育士

国家資格

保育士養成施設
専門学校の保育士養成課程 } 昼間2年
短大の保育士養成課程 } 夜間・通信
3年
4年制大学の保育士養成課程

短大卒業または同等以上
※卒業見込みも含む

平成8年3月までに
高校保育科を卒業

平成3年3月までに
高校を卒業

高等学校
卒業
実務2年※

中学校
卒業
実務5年※

※実務経験：児童福祉施設における児童の保育

保育士試験

保育士資格(登録)

問い合わせ先

一般社団法人
全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
TEL 0120-4194-82



児童指導員

任用資格

資格要件はいずれかに該当することが求められます。

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 大学の学部または大学院で、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修・専攻する学科・研究科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(外国の大学を含む)
- ⑤ 高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者*
- ⑥ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭の資格をもつ者であって、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑦ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者*

※現職者を対象とするもので、これから就職する人には適用されません。

問い合わせ先 : 福島県 児童家庭課 TEL 024-521-8382

児童発達支援管理責任者

公的資格

個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービスを提供するプロセス全般に関する責任、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担います。

問い合わせ先 : 福島県 児童家庭課 TEL 024-521-8382

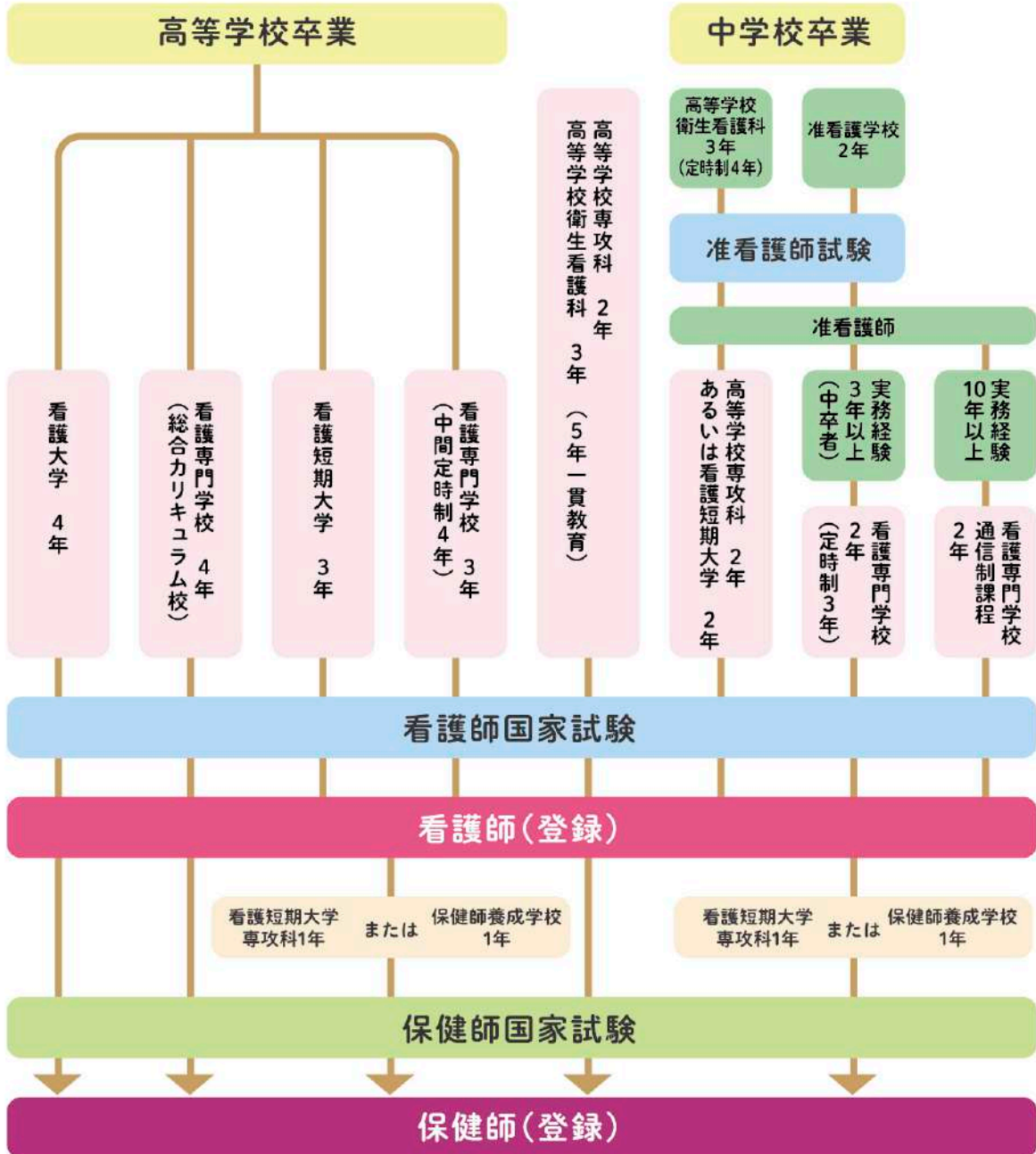
資格

保健・医療系

保健師・看護師・ 准看護師

国家資格等

看護師は病院等で医師の診療の補助などを行うほか、福祉分野では、利用者の健康管理や施設内の衛生管理や感染予防などの指導も担当します。保健師は地域住民の健康管理や保健指導などを行います。



資格

Qualification

国家資格

理学療法士

身体の機能に障がいをもった人に、筋力の増強などの運動療法や温熱・電気などを使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図ります。養成校は4年制の大学、短期大学、専門学校があります。

文部科学大臣指定の
学校・厚生労働大臣指定の
養成施設(3年以上)

理学療法士
国家試験

理学療法士
(登録)

問い合わせ先

厚生労働省 理学療法士国家試験運営本部事務所
TEL 03-5579-6903

国家資格

作業療法士

身体の機能に障がいを持った人に、工芸や手芸などの作業や生活動作訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図ります。養成校は4年制の大学、短期大学、専門学校があります。

文部科学大臣指定の
学校・厚生労働大臣指定の
養成施設(3年以上)

作業療法士
国家試験

作業療法士
(登録)

問い合わせ先

厚生労働省 作業療法士国家資格運営本部事務所
TEL 03-5579-6903

国家資格

言語聴覚士

言語障がいや難聴、失語、言語未発達などの聴覚の障がいを持った方に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障がいの軽減を図ります。

高等学校

一般大学等4年

文部科学大臣指定の学校
(3~4年制の大学・短大)

都道府県知事が指定する
言語聴覚士養成所
(3~4年制の専修学校)

言語聴覚士国家試験

言語聴覚士(登録)

問い合わせ先

公益財団法人 医療研修推進財団 試験登録部
TEL 03-3501-6515

資格

Qualification

国家資格

公認心理師

心の問題を抱えている人およびその周囲の人に対して、相談、助言、援助を行います。心の健康について知識や情報の発信提供を行います。



主な職場 障害者福祉施設、児童相談所、児童福祉施設など

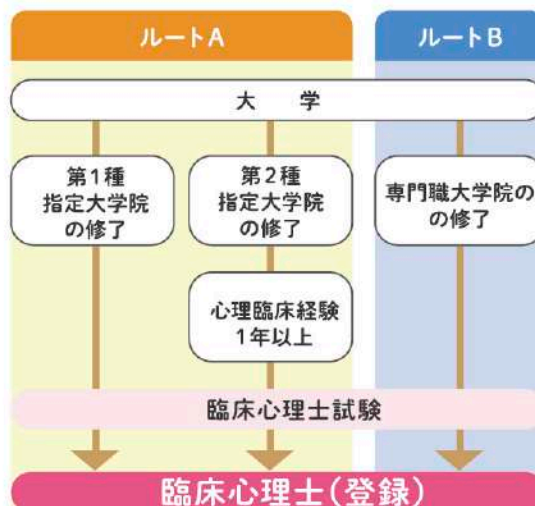
問い合わせ先 一般財団法人 日本心理研修センター
TEL 03-6912-2655

民間資格

臨床心理士

心の悩みや問題を軽減したり解決するために、臨床的な心理学の技法を用いて心理療法を行う専門職です。

主な職場
老人福祉施設、児童相談所、児童福祉施設など



問い合わせ先 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
TEL 03-3817-0020

栄養・調理系



資格

国家資格

栄養士・管理栄養士

栄養士は、栄養バランスのとれた献立や栄養指導をとおして、健康保持・増進、疾病の予防を図ります。

管理栄養士は、主に傷病者に対する栄養指導や、健康保持・増進のための栄養教育を行うなど高度な専門的知識及び技能を要する者として位置づけられています。また、一定以上の食数を提供する施設では、管理栄養士を置くことが義務付けられています。

調理師

国家資格

社会福祉施設において栄養士の作成した献立に基づき、入所・通所・訪問の利用者のために実際の調理を担います。

厚生労働省の
指定する
調理師養成校

調理業務
実務経験2年

調理師試験

調理師（登録）

問い合わせ先

公益社団法人
調理技術技能センター
調理師試験担当
TEL 03-3667-1815

高等学校卒業

管理栄養士
養成施設
修業年限4年

栄養士
養成施設
修業年限2年

栄養士
養成施設
修業年限3年

栄養士
養成施設
修業年限4年

栄養士免許取得

実務経験
3年以上

実務経験
2年以上

実務経験
1年以上

管理栄養士国家試験

管理栄養士（登録）

問い合わせ先 : 厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策管理栄養士
国家試験担当
TEL 03-5253-1111

経営・管理系



主な職種

● 事務・経理

施設や事業所の事務・経理全般を行います。福祉の基礎知識を持っていることや、簿記、パソコンができることと有利になることがあります。

● 施設長（管理職）

施設の経営・管理を行います。施設によっては社会福祉主事などの任用資格が必要となることもあります。

分野別 主な社会福祉施設・サービス一覧

高齢者を対象とした主な社会福祉施設・サービス

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。
老人保健施設 (介護老人保健施設)	要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行う。
介護療養型医療施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練、その他必要な医療を行う。
介護医療院	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の援助を行う。
養護老人ホーム	65歳以上で、身体上、精神上又は環境上の理由と経済的な理由から家庭で養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設。
軽費老人ホーム	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、低額な料金で日常生活上必要な便宜を提供する施設。※A型、B型、ケアハウスの3種類がある。
有料老人ホーム	高齢者が入居し、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供その他の日常生活上の必要な便宜を受ける施設。
サービス付き 高齢者向け住宅	「高齢者の居住安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。提供サービスの内容によっては、有料老人ホームにも該当。
老人デイサービス センター(通所介護)	居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練を行う通所施設。
老人短期入所施設 (短期入所生活介護)	養護者の疾病等により、一時的に居宅における介護を受けることが困難になった高齢者が短期間入所し、日常生活上の支援及び機能訓練を行う施設。
認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型 共同生活介護)	認知症の症状がある要介護者等について共同生活住居において家庭的な環境のもとで日常生活上の支援及び機能訓練を行う施設。
小規模多機能型 居宅介護	利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に短期「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、地域住民との交流のもと、日常生活上の支援や訓練を行う。

居宅介護支援事業所	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行う。
老人居宅介護事業(訪問介護)	日常生活に支援が必要な要介護者のいる家庭で、本人や家族が介護や生活援助を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して、介護、家事、生活支援などを行う。
訪問入浴サービス(訪問入浴)	要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行う。
訪問看護サービス	看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、主治医の指示のもと療養上の世話又は必要な診療補助を行う。
在宅介護支援センター	在宅要援護高齢者等を介護する家族等を、在宅介護の専門家による総合的な相談や各種サービスの広報、調整等により支援する。
地域包括支援センター	地域の高齢者に対する総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントの4つの機能を担う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所定員が29人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活相談、助言などの日常生活の上の支援、機能訓練と療養上の支援を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム等に入所している要介護者について、その施設で、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。

障がい者を対象とした主な社会福祉施設・サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的又は生産活動の機会を提供する。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行う。
就労選択支援	就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型がある。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、一般企業等に新たに雇用された人に、一定期間、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉事業を行う者、医療機関等との連絡調整等を行う。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた人が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の援助を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供する。

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援する。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、定額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。
地域相談支援 地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域相談支援 地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
補装具製作施設	無料又は低額な料金で、補装具の製作・修理を行う。
点字図書館	無料で点字刊行物、録音等の貸し出しを行う。
身体障害者 福祉センター	地域の身体障がい者に対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進等を図る。
聴覚障害者 情報提供施設	無料で録画物、その他各種情報を記録した物の貸し出し等を行う。

障がい児を対象とした主な社会福祉施設・サービス

児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行う。「児童発達支援センター」は、地域の障がい児支援の拠点として、地域の障がい児やその家族への相談支援や、障がい児を預かる施設等への援助・助言等を行う。「それ以外の事業所」は、通所利用の障がい児への療育やその家族に対する支援を行う。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行う。
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所等を訪問し、障がい児や職員等に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行う。

居宅訪問型 児童発達支援	訪問支援員が障がい児の家庭を訪問し、障がい児や家族等に対して日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。
障害児相談支援 障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業所等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。
障害児相談支援 継続障害児支援 利用援助	支給決定された障害児通所支援の利用状況を検証（モニタリング）し、障害児支援利用計画の見直しを行う。
福祉型 障害児入所支援	入所した障がい児に対して、日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の付与などの支援を行う。また、医療型障害児入所施設では、これらに加えて治療も行なう。
医療型 障害児入所支援	

児童を対象とした主な社会福祉施設・サービス

保育所	0歳から就学前までの乳児や幼児を保育士が保護者に代わって保育する施設。保護者等が働いていて日中の保育ができない場合だけでなく、保護者の病気や出産がある場合などの利用も可能。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い入れた園を継続して利用できる。
学童保育 (放課後児童 健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
乳児院	保護者がいない、あるいは保護者の事情で家庭での養育ができない乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合は、おむね就学前の幼児を含む。）を預かって養育する。
児童養護施設	予測できない災害や事故、親の離婚や病気、また不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳からおむね18歳の子どもが生活する施設。子どもたちの健やかな発達を保障し自立を支援する。
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立支援施設等への入所措置が解除された児童等に共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなした、又はなすおそれのある児童および環境上の理由により生活指導を要する児童が入所又は通所する施設。個々の児童の状況に応じて必要な指導を行いその自立を支援する。

母子生活支援施設	配偶者のいない女性やこれに準ずる事情にある女性が、養育している児童とともに入所する施設。自立促進のための生活支援を行う。
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所し、助産を受ける。
児童厚生施設	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、ゆたかな情操の育成を図る。児童館と児童センターがある。
児童家庭支援センター	地域の家庭や児童に関する相談に応じ、助言や支援を行う。

その他の社会福祉施設・サービス等

救護施設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために、家庭での日常生活が困難な要保護者が入所し、生活援助(扶助)を受ける。
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して、診療や治療を行う。
授産施設	身体上又は精神上等の理由、あるいは世帯の事情によって働くことが困難な要保護者が利用する施設。必要な訓練を行い、自立を促進する。
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のために生活支援等を行う。
母子・父子福祉センター	母子及び父子家庭等に対して各種相談に応じるとともに、生活指導や就労支援等を行う。
社会福祉協議会	地域社会で暮らしていくうえで人々に共通の生活課題、福祉課題に地域住民自らが組織的に取り組み、解決に結びつけていく過程を支援する。地域住民からのさまざまな相談や、調査活動によって地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた広報や組織活動、ボランティア活動など住民の主体的な福祉活動の支援、新たな福祉サービスの企画・実施と評価など「福祉のまちづくり」を推進する。



福島県内で福祉の資格が取得できる学校

地域	学校・学部・学科名	取得期間	お問合せ先
介護福祉士 ▶所定の課程・科目を履修し卒業することで「介護福祉士国家試験受験資格」が得られます。			
郡山市	郡山女子大学 家政学部 生活科学科 社会福祉専攻	4年	TEL024-932-4848 https://www.koriyama-kgc.ac.jp/
	郡山健康科学専門学校 介護福祉学科	2年	TEL024-936-7777 https://www.k-tohto.ac.jp/
	国際医療看護福祉大学校 介護総合マネジメント学科	2年	TEL024-956-0160 http://www.i-medical.jp/
	iキャリア医療福祉専門学校 介護福祉学科	2年	TEL024-939-0039 http://haku-i-sin.com/
いわき市	東日本国際大学 健康福祉学部 社会福祉学科	4年	TEL0246-35-0001 http://www.shk-ac.jp/
白河市	しらかわ介護福祉専門学校 介護福祉学科	2年	TEL0242-21-1294 https://shirakawa-kaigo.jp/

社会福祉士 ▶所定の課程・科目を履修することで「社会福祉士国家試験受験資格」が得られます。			
福島市	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科	4年	TEL024-553-3253 https://www.fukushima-college.ac.jp/
郡山市	郡山女子大学 家政学部 生活科学科 社会福祉専攻	4年	TEL024-932-4848 https://www.koriyama-kgc.ac.jp/
	国際医療看護福祉大学校 社会福祉士科(通信課程)	1年 6ヶ月	TEL024-973-5062 http://www.i-medical.jp
いわき市	東日本国際大学 健康福祉学部 社会福祉学科	4年	TEL0246-35-0001 http://www.shk-ac.jp/
会津若松市	会津大学短期大学部 幼児教育・福祉学科(要実務2年)	2年	TEL0242-37-2301 https://www.jc.u-aizu.ac.jp/

精神保健福祉士 ▶所定の課程・科目を履修し卒業することで「精神保健福祉士国家試験受験資格」が得られます。			
福島市	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科	4年	TEL024-553-3253 http://www.fukushima-college.ac.jp/
いわき市	東日本国際大学 健康福祉学部 社会福祉学科	4年	TEL0246-35-0001 http://www.shk-ac.jp/

保育士 ▶所定の課程・科目を履修し卒業することで「保育士」の資格が得られます。			
福島市	福島学院大学 福祉学部 こども学科	4年	TEL024-553-3253 https://www.fukushima-college.ac.jp/
	福島大学 人文社会学群 人間発達文化学類 心理学・幼児教育コース	4年	TEL024-548-8106 https://hdc.educ.fukushima-u.ac.jp/
	桜の聖母短期大学 生活科学科 福祉こども専攻 こども保育コース	2年	TEL024-534-7137 https://www.sakuranoseibo.jp/
	福島学院大学 短期大学部 保育学科	2年	TEL024-553-3253 https://www.fukushima-college.ac.jp/
郡山市	郡山女子大学 短期大学部 幼児教育学科	2年	TEL024-932-4848 https://www.koriyama-kgc.ac.jp/
	郡山健康科学専門学校 こども未来学科	2年	TEL024-936-7777 https://www.k-tohto.ac.jp/
	国際ビジネス公務員大学校 こども保育科	2年	TEL024-923-4665 https://jo-bi.jp/
会津若松市	会津大学短期大学部 幼児教育・福祉学科	2年	TEL0242-37-2301 https://www.jc.u-aizu.ac.jp/
いわき市	いわき短期大学 幼児教育科	2年	TEL0246-25-9185 http://www.shk-ac.jp/ijc/

介護福祉士・社会福祉士・保育士などの資格を取得し、
福祉の職場で就労する方を返還免除の優遇を受けることができる

貸付制度でサポートします!

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付

①貸付内容

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 修学資金 | 月額50,000円以内 |
| (2) 入学準備金 | 初回の貸付時に限り、200,000円以内 |
| (3) 就職準備金 | 最終回の貸付時に限り、200,000円以内 |
| (4) 国家試験受験対策費用 | 40,000円以内(介護福祉士のみ) |

※(1)に加えて、(2)～(4)を加算することができます。

※生活保護世帯や非課税世帯などの場合、上記に加え生活費加算があります。

※申込締切後、在学中に家庭の経済状況の変化等により、学費の支払いが困難になった場合、随時、貸付申請を受け付けます。

②返還の免除(次の条件を全て満たした場合、貸付額が免除となります)

養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士・社会福祉士の登録を行い、福島県内の指定施設で5年間(過疎地域の場合3年間)、引き続き、介護等の業務に従事すること。

保育士修学資金貸付

①貸付内容

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 修学資金 | 月額50,000円以内 |
| (2) 入学準備金 | 貸付の初回到200,000円以内 |
| (3) 就職準備金 | 卒業時に200,000円以内 |

※(1)に加えて、(2)(3)を加算することができます。

※生活保護世帯や非課税世帯などの場合、上記に加え生活費加算があります。

②返還の免除(次の条件を全て満たした場合、貸付額が免除となります)

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、福島県内の指定施設で5年間(過疎地域の場合3年間)、引き続き、保育士業務に従事すること。

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

①貸付対象

- (1) 福島県に住民登録をしている方又は福島県内の指定施設に勤務している方
- (2) 介護福祉士実務者研修施設に在学し、卒業後に福島県内の指定施設で介護の業務に従事しようとする方
- (3) 実務者研修を修了する年度末までに、介護職として従事期間・日数が介護福祉士国家試験の実務経験として認められる期間を満たす見込みのある方
- (4) 実務者研修施設を卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験を受験する意思がある方

②貸付金額

200,000円以内

③返還の免除(次の条件を全て満たした場合、貸付額が免除となります)

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、福島県内の指定施設において、2年間、引き続き介護の業務に従事すること。

介護分野就職支援金貸付

①貸付対象

- (1) 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方
- (2) 福島県内の介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している方
- (3) 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
- (5) 他業種で働いていた方(前職が、介護職員等ではないこと)
- (6) あらかじめ福島県福祉人材センターに求職登録又は届出登録を行った方

②貸付金額

200,000円以内

③返還の免除(次の条件を全て満たした場合、貸付額が免除となります)

福島県内の指定施設において、2年間、引き続き介護職員の業務に従事したとき。

※研修未修了者は研修を修了した日から2年間従事することが条件です。

障害福祉分野就職支援金貸付

①貸付対象

- (1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方
 - ・介護職員初任者研修以上の研修
 - ・居宅介護初任者研修
 - ・障害者居宅介護従事者基礎研修
 - ・重度訪問介護従事者養成研修(基礎課程、統合課程もしくは行動障害支援課程のうちいずれか)
 - ・同行援護従事者養成研修(一般課程、又は応用課程のいずれか)
 - ・行動援護従業者養成研修
 - ・強度行動障害支援者養成研修
- (2) 福島県内の障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方
- (3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
- (5) 他業種で働いていた方(前職が、障害福祉職員ではないこと)
- (6) あらかじめ福島県福祉人材センターに求職登録又は届出登録を行った方

②貸付金額

200,000円以内

③返還の免除(次の条件を全て満たした場合、貸付額が免除となります)

福島県内の指定施設において、2年間、引き続き障害福祉職員の業務に従事したとき。

※研修未修了者は研修を修了した日から2年間従事することが条件です。

●申請にあたって

- ・貸付利率は無利率です。
- ・要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。
- ・貸付には審査があります。



●お問合せ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修部 施設支援課
 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内
 TEL 024(523)1256

受付時間/月～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日及び12/29～1/3は休日

介護福祉士
 修学資金貸付等
 貸付はコチラ→



保育士修学
 資金貸付は
 コチラ→



福祉人材センターが 応援します。

社会福祉法・職業安定法に基づく
公的な機関です。



福祉職専門の無料職業紹介所

福祉人材センターは、福祉の仕事を探している方と、
人材を求める福祉の職場をつなぐ役割を担っています。



福祉の職場をご紹介しますイベントを開催しています。



- ・ 求人票、イベント、研修や資格取得のご案内をします。
- ・ 希望する職場の見学等の調整をします。
- ・ 応募を希望する職場へ紹介状の発行をします。

【お問合せ・アクセス】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県福祉人材センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111
TEL 024-521-5662 FAX 024-521-5663
E-mail jnzai@fukushimakenshakyo.or.jp



案内図



- 福島駅東口から徒歩30分
- バス利用の場合▶JR福島駅東口バス乗り場～福島交通渡利循環「渡利舟場」下車
- 自動車の場合▶一方通行規制道路がありますのでご注意ください

利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休日